**農地転用等通知書及地域内調書**様式２号

　このたび下記の土地について｛農地法（第４条第１項本文・第４条第１項第8号・第５条第１項本文・第５条第１項第7号）・農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第５７号）附則第６条第４項｝の規定による（許可の申請・届　出）にあたり地区除外等処理規程第２条の規定に基づきあらかじめ通知します。

　なお同規程第３条の申入れ事項等については、別途協議し第６条の決済金については、所定の方法によりこれを納付します。

　　　　　　年　　　月　　　日

住所

申請人（転用組合員）氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

住所

　　　　　　　申請人（転用関係者）氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

（転用関係者）氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

転用に係る土地が所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務に供されている場合にあっては、当該土地の所有者も転用関係者として連署すること。

大和平野土地改良区

**理事長　金　澤　秀　樹**　**様**

記

１．土　地

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 市 町 村 | 大　　字 | 地　　番 | 地　目 | 面　積㎡ | 転用面積㎡ | 転用目的 | 転用予定日 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

２．都市計画区分　　　　　　市街化区域・市街化調整区域

３．農業委員会事務局意見　　大和平野土地改良事業路線への支障　　　　有　　　無

４．位置図（別紙）　　　　　用水系統図

　　※　申請地が土地改良事業財産に該当隣接する場合地積図を添付して大和平野土地改良区へ協議すること。

５．農業委員会（都道府県知事）に（転用許可申請・転用届出書）を提出しようとする日

　　　　　年　　　月　　　日

　　上記確認済

大和郡山市農業委員会会長

**区域除外申請書及誓約書**様式３号

　下記通知に係る土地につき　　　　　年　　　月　　日以降これを転用するので土地改良区の地区から除外されたく申請いたします。なお農地法の規定による許可または届出により農地以外の目的に転用するについては下記条件を確実に履行することを誓約します。

　　　　　　年　　　月　　　日

住所

申請人（転用組合員）氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

住所

　　　　　　　申請人（転用関係者）氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

（転用関係者）氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

転用に係る土地が所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務に供されている場合にあっては、当該土地の所有者も転用関係者として連署すること。

大和平野土地改良区

**理事長　金　澤　秀　樹**　**様**

記

１．土　地

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 市 町 村 | 大　　字 | 地　　番 | 地　目 | 面　積㎡ | 転用面積㎡ | 転用目的 | 転用予定日 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

**誓　　　　約**

１．農道または水路等農地に附帯する施設については、残存農地に支障来さないよう申請人の負担において責任を以ってこれを実施する。

２．農地転用に起因して大和平野土地改良事業に対する国庫補助金及び県補助金の返還を命ぜられたときは、当該土地改良事業にかかる返還金については申請人の負担とする。

３．転用申請をしようとする農地が、大和平野土地改良事業（国営、県営、団体営）の計画路線及び土地改良財産に該当するときは、事前に協議した事項の通り施行し、また改良区工事施工の場合意義なく同意するものとする。

４．汚濁物等水路に流入しない処理をする。

５．土地改良事業施設をき損したるときは意義なく直ちに復旧する。

６．申請人（転用組合員）の責めに帰す未納賦課金のある時は、後日といえどもこれを納付する。